金融庁「顧客本位の業務運営に関する原則」「プロダクトガバナンスに関する補充原則」との対応関係表

| 金融事業者の名称 | アイアル少額短期保険株式会社 |
|-----------------|---|
| ■取組方針掲載ページのURL: | https://www.air-ins.co.jp/company/fiduciaryduty |
| ■取組状況掲載ページのURL: | https://www.air-ins.co.jp/pdf/20250627 infomation.pdf |

| ■取組状況掲載ページのURL: | | https://www.air-ins.co.jp/pdf/20250627_infomation.pdf | | | |
|-----------------|------------------|---|-----------|--|---|
| 原則 | | 実施・不実施 | 取組方針の該当箇所 | 取組状況の該当箇所 | |
| 原則。 | 金融 に対し るべき | ・ 最善の利益の追求】 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ | 実施 | ■方針1. お客さま本位の業務運営の実践と企業文化としての定着 ■方針4. お客さま本位の業務運営に資する従業員教育や評価体系 ■方針6. お客さま本位の業務運営の実効性を高める取組み | ■方針1-○お客さま本位の業務運営の実践とお客さまの声を経営に活かす取組み ■方針4-○従業員教育 ■方針6-○業務運営方針の浸透に向けた取り組み、○評価指標 |
| 2 | (注) | 金融事業者は、顧客との取引に際し、顧客本位 の良質なサービスを提供し、顧客の最善の利益を 図ることにより、自らの安定した顧客基盤と収益 の確保につなげていくことを目指すべきである。 | 実施 | ■方針1-【経営方針】、【お客さま本位の 業務運営の実践とお客さまの声を経営 に活かす取組み】、【企業文化の定着】 | ■方針1-○お客さま本位の業務運営の実践とお客さまの声を経営に活かす 取組み |
| | 金融性につは、当 | I反の適切な管理】 本業者は、取引における顧客との利益相反の可能 いて正確に把握し、利益相反の可能性がある場合に 該利益相反を適切に管理すべきである。金融事業 そのための具体的な対応方針をあらかじめ策定す ある。 | 実施 | ■方針5.利益相反の適切な管理と保険 募集管理態勢の構築 | ■方針5一○利益相反管理態勢 |
| 原則3 | (注) | 金融事業者は、利益相反の可能性を判断するに当たって、例えば、以下の事情が取引又は業務に及ぼす影響についても考慮すべきである。 ・ 金融商品の顧客への販売・推奨等に伴って、当該商品の提供会社から、委託手数料等の支払を受ける場合 ・ 金融商品の販売に携わる金融事業者が、同一グループに属する別の会社から提供を受けた商品を販売・推奨等する場合 ・ 同一主体又はグループ内に法人営業部門と運用部門を有しており、当該運用部門が、資産の運用先に法人営業部門が取引関係等を有する企業を選ぶ場合 | 実施 | ■方針5-【代理店販売における適切な 保険募集管理態勢の確保】 | ■方針5一○代理店販売における適切 な保険募集管理態勢の確保 |
| 原 則 4 | 金嗣 その他 ビスの | 等の明確化】 出事業者は、名目を問わず、顧客が負担する手数料 也の費用の詳細を、当該手数料等がどのようなサー 対価に関するものかを含め、顧客が理解できるよ 提供すべきである。 | 非該当 | ■くご参考>金融庁「顧客本位の業務 運営に関する原則」と当社「お客さま本 位の業務運営方針」との関係 ※2 | ■<ご参考>金融庁「顧客本位の業務 運営に関する原則」と当社「お客さま本 位の業務運営方針」との関係 ※2 |
| | 金融 踏まえ 一ビス | 情報の分かりやすい提供】 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | 実施 | ■方針3. お客さまにとってわかりやすい 情報の提供 | ■方針3一○わかりやすい情報の提供 |
| | (注1) | 重要な情報には以下の内容が含まれるべきである。 ・ 顧客に対して販売・推奨等を行う金融商品・サービスの基本的な利益(リターン)、損失その他のリスク、取引条件 ・ 顧客に対して販売・推奨等を行う金融商品の組成に携わる金融事業者が販売対象として想定する顧客属性 ・ 顧客に対して販売・推奨等を行う金融商品・サービスの選定理由(顧客のニーズ及び意向路まえたものであると判断する理由を含む)・ 顧客に販売・推奨等を行う金融商品・サービスについて、原製との利益の可能性がある場合には、て、原製体的内容(第三者から受け取る手数料等を含む)及びこれが取引又は業務に及ぼす影響 | 実施 | ■方針2-【お客さまニーズに沿った商品の開発・提供】 ■方針3-【わかりやすい情報の提供】 ■方針5-【代理店販売における適切な保険募集管理態勢の確保】 | ■方針2-○お客さまニーズに沿った商品の開発・提供 ■方針3-○わかりやすい情報の提供 ■方針5-○代理店販売における適切な保険募集管理態勢の確保 |
| 原則 5 | (注2) | 金融事業者は、複数の金融商品・サービスをバッケージとして販売・推奨等する場合には、個別に購入することが可能であるか否かを顧客に示すとともに、パッケージ化する場合としない場合を顧客が比較することが可能となるよう、それぞれの重要な情報について提供すべきである((注2)~(注5)は手数料等の情報を提供する場合においても同じ)。 | 非該当 | ■ <ご参考>金融庁「顧客本位の業務 運営に関する原則」と当社「お客さま本 位の業務運営方針」との関係 ※2 | ■ <ご参考>金融庁「顧客本位の業務 運営に関する原則」と当社「お客さま本 位の業務運営方針」との関係 ※2 |

| | 原則 | | 実施•不実施 | 取組方針の該当箇所 | 取組状況の該当箇所 |
|-----|------|--|--------|---|---|
| | (注3) | 金融事業者は、顧客の取引経験や金融知識を考慮の上、明確、平易であって、誤解を招くことのない誠実な内容の情報提供を行うべきである。 | 実施 | ■方針3-【わかりやすい情報の提供】 | ■方針3一○わかりやすい情報の提供 |
| | (注4) | 金融事業者は、顧客に対して販売・推奨等を行う金融商品・サービスの複雑さに見合った情報提供を、分かりやすく行うべきである。単純でリスクの低い商品の販売・推奨等を行う場合には簡潔な情報提供とする一方、複雑又はリスクの高い商品の販売・推奨等を行う場合には、顧客において同種の商品の内容と比較することが容易となるように配意した資料を用いつつ、リスクとリターンの関係など基本的な構造を含め、より分かりやすく丁寧な情報提供がなされるよう工夫すべきである。 | 実施 | ■方針3-【わかりやすい情報の提供】 | ■方針3一○わかりやすい情報の提供 |
| | (注5) | 金融事業者は、顧客に対して情報を提供する際には、情報を重要性に応じて区別し、より重要な情報については特に強調するなどして顧客の注意を促すべきである。 | 実施 | ■方針3-【わかりやすい情報の提供】 | ■方針3一○わかりやすい情報の提供 |
| | 【順客に | ふさわしいサービスの提供】 | | | |
| | 引目的 | 融事業者は、顧客の資産状況、取引経験、知識及び取 ウ・エーズを把握し、当該顧客にふさわしい金融商品・ こスの組成、販売・推奨等を行うべきである。 | 実施 | ■方針2. お客さまにとって最適な商品・ サービスの提供 | ■方針2一〇お客さまニーズに沿った商品の開発・提供 |
| | (注1) | 金融事業者は、金融商品・サービスの販売・推奨等に関し、以下の点に留意すべきである。 ・ 顧客の意向を確認した上で、まず、顧客のライフブラン等を踏まえた目標資産額や安全資産と投資性資産の適切な割合を検討し、それに基づき、具体的な金融商品・サービスの提案は、自らが取り扱う金融商品・サービスについて、各業法の枠を超えて横断的に、類似商品・サービスへや代替商品・サービスの内容(手数料を含む)と比較しながら行うこと ・ 金融商品・サービスの販売後において、顧客の意向に基づき、長期的な視点にも配慮した適切なフォローアップを行うこと | 非該当 | ■<ご参考>金融庁「顧客本位の業務 運営に関する原則」と当社「お客さま本 位の業務運営方針」との関係 ※2 | ■<ご参考>金融庁「顧客本位の業務 運営に関する原則」と当社「お客さま本 位の業務運営方針」との関係 ※2 |
| | (注2) | 金融事業者は、複数の金融商品・サービスをパッケージとして販売・推奨等する場合には、当該パッケージ全体が当該顧客にふさわしいかについて留意すべきである。 | 非該当 | ■<ご参考>金融庁「顧客本位の業務 運営に関する原則」と当社「お客さま本 位の業務運営方針」との関係 ※2 | ■<ご参考>金融庁「顧客本位の業務 運営に関する原則」と当社「お客さま本 位の業務運営方針」との関係 ※2 |
| 原則6 | (注3) | 金融商品の組成に携わる金融事業者は、商品の 組成に当たり、商品の特性を踏まえて、販売対象と して想定する顧客属性を特定・公表するとともに、 商品の販売に携わる金融事業者においては、それを 十分に理解した上で、自らの責任の下、顧客の適合 性を判断し、金融商品の販売を行うべきである。 | 実施 | ■方針3-【わかりやすい情報の提供】 | ■方針3一○わかりやすい情報の提供 |
| 0 | (注4) | 金融事業者は、特に、複雑又はリスクの高い金融商品の販売・推奨等を行う場合や、金融取引被害を受けやすい属性の顧客グループに対して商品の販売・推奨等を行う場合には、商品や顧客の属性に応じ、当該商品の販売・推奨等が適当かより慎重に審査すべきである。 | 非該当 | ■<ご参考>金融庁「顧客本位の業務 運営に関する原則」と当社「お客さま本 位の業務運営方針」との関係 ※2 | ■〈ご参考〉金融庁「顧客本位の業務 運営に関する原則」と当社「お客さま本 位の業務運営方針」との関係 ※2 |
| | (注5) | 金融事業者は、従業員がその取り扱う金融商品の仕組み等に係る理解を深めるよう努めるとともに、顧客に対して、その属性に応じ、金融取引に関する基本的な知識を得られるための情報提供を積極的に行うべきである。 | 実施 | ■方針3-【わかりやすい情報の提供】 ■方針4-【従業員教育】 | ■方針3-○わかりやすい情報の提供 ■方針4-○従業員教育 |
| | (注6) | 金融商品の販売に携わる金融事業者は、商品の 複雑さやリスク等の金融商品の特性等に応じて、 製販全体として顧客の最善の利益を実現するため、 金融商品の組成に携わる金融事業者に対し、金融 商品を実際に購入した顧客属性に関する情報や、 金融商品に係る顧客の反応や販売状況に関する 情報を提供するなど、金融商品の組成に携わる金融 事業者との連携を図るべきである。 | 非該当 | ■<ご参考>金融庁「顧客本位の業務 運営に関する原則」と当社「お客さま本 位の業務運営方針」との関係 ※2 | ■<ご参考>金融庁「顧客本位の業務 運営に関する原則」と当社「お客さま本 位の業務運営方針」との関係 ※2 |
| | (注7) | 金融商品の販売に携わる金融事業者は、商品の 複雑さやリスク等の金融商品の特性等に応じて、 プロダクトガバナンスの実効性を確保するために金融 商品の組成に携わる金融事業者においてどのような 取組みが行われているかの把握に努め、必要に応じ て、金融商品の組成に携わる金融事業者や商品の 選定等に活用すべきである。 | 非該当 | ■<ご参考>金融庁「顧客本位の業務 運営に関する原則」と当社「お客さま本 位の業務運営方針」との関係 ※2 | ■<ご参考>金融庁「顧客本位の業務 運営に関する原則」と当社「お客さま本 位の業務運営方針」との関係 ※2 |

| | 原則 | | 実施·不実施 | 取組方針の該当箇所 | 取組状況の該当箇所 |
|--------|--|---|--------|---|--|
| 原則フ | 金 動、顧 進する その他 | はに対する適切な動機づけの枠組み等】 ・主事業者は、顧客の最善の利益を追求するための行 「存の公正な取扱い、利益相反の適切な管理等を促 よって設計された報酬・業績評価体系、従業員研修 ・の適切な動機づけの枠組みや適切なガバナンス体 を備すべきである。 | 実施 | ■方針4. お客さま本位の業務運営に資する従業員教育や評価体系 ■方針6. お客さま本位の業務運営の実効性を高める取組み | ■方針4一〇従業員教育、〇従業員に対する適切な動機づけの枠組み等 ■方針6一〇業務運営方針の浸透に向けた取り組み |
| | (注) | 金融事業者は、各原則(これらに付されている 注を含む)に関して実施する内容及び実施しない 代わりに請じる代替策の内容について、これらに 携わる従業員に周知するとともに、当該従業員の 業務を支援・検証するための体制を整備すべきで ある。 | 実施 | ■方針6-【実効性を高めるための体制 整備】 | ■方針6一〇業務運営方針の浸透に向けた取り組み |
| 補充原則 1 | サービ 同 明 相 同 相 は は は は は は は は は は は は り も り も り も り も | (1念) 商品の組成に携わる金融事業者は、金融商品やスの提供を通じて、顧客に付加価値をもたらすとに自身の経営を持続可能なものとするために、金融商品に携わる金融事業者の経営者として十分な資質を者のリーダーシップの下、顧客により良い金融商品をるための理念を明らかにし、その理念に沿ったガバナ構築と実践を行うべきである。 | 実施 | ■方針1. お客さま本位の業務運営の実践と企業文化としての定着 | ■方針1-○お客さま本位の業務運営の実践とお客さまの声を経営に活かす 取組み |
| | 金融商 サイク するた 商品切 適切に | 推動 協商品の組成に携わる金融事業者は、顧客により良い 5品を提供するための理念を踏まえ、金融商品のライフ ル全体のプロダクトガバナンスについて実効性を確保 めの体制を整備すべきである。 上で、金融商品の組成に携わる金融事業者は、金融 組成・提供・管理の各プロセスにおける品質管理を 行うとともに、これらの実効性を確保するための体制を へきである。 | 実施 | ■方針2-【お客さまニーズに沿った商品の開発・提供】 | ■方針2一○お客さまニーズに沿った商 品の開発・提供 |
| 補充原則2 | (注1) | 金融商品の組成に携わる金融事業者は、金融商品の組成から償還に至る金融商品のライフサイクル全体を通じたプロダクトガパナンスの実効性や組成・提供・管理の各プロセスにおける品質管理の実効性を確保するために、管理部門等による検証の枠組みを整備すべきである。その事業規模や提供する金融商品の特性等に応じて、必要な場合には、社外取締役や外部有識者のほか、ファンドの評価等を行う第三者機関等からの意見を取り入れる仕組みも検討すべきである。 | 非該当 | ■<ご参考>金融庁「顧客本位の業務 運営に関する原則」と当社「お客さま本 位の業務運営方針」との関係 ※2 | ■<ご参考>金融庁「顧客本位の業務 運営に関する原則」と当社「お客さま本 位の業務運営方針」との関係 ※2 |
| | (注2) | 金融商品の組成に携わる金融事業者は、プロダクトガバナンスの実効性に関する検証等を踏まえ、適時にプロダクトガバナンスの確保に関する体制を見直すなどPDCA サイクルを確立すべきである。 | 非該当 | ■<ご参考>金融庁「顧客本位の業務 運営に関する原則」と当社「お客さま本 位の業務運営方針」との関係 ※2 | ■ <ご参考>金融庁「顧客本位の業務 運営に関する原則」と当社「お客さま本 位の業務運営方針」との関係 ※2 |
| | 金をすしまじて融をしたて適手 | 「品の組成時の対応】 商品の組成に携わる金融事業者は、顧客の真の二一 定した上で、組成する金融商品がその二一ズに最も合 ものであるかを勘案し、商品の持続可能性や金融商品 の合理性等を検証すべきである。 、商品の複雑さやリスク等の金融商品の特性等に 、顧客の最善の利益を実現する観点から、販売対象と 切な想定顧客属性を特定し、金融商品の販売に携わる ・業者において十分な理解が浸透するよう情報連携 である。 | 実施 | ■方針2-【お客さまニーズに沿った商品の開発・提供】 | ■方針2一〇お客さまニーズに沿った商 品の開発・提供 |
| | (注1) | 金融商品の組成に携わる金融事業者は、組成する 金融商品が中長期的に持続可能な商品であるかを 検証するとともに、恋意性が生じない適切な検証期間 の下でリスク・リターン・コストの合理性を検証すべき である。 | 非該当 | ■<ご参考>金融庁「顧客本位の業務 運営に関する原則」と当社「お客さま本 位の業務運営方針」との関係 ※2 | ■ <ご参考>金融庁「顧客本位の業務 運営に関する原則」と当社「お客さま本 位の業務運営方針」との関係 ※2 |
| 補充原則 3 | (注2) | 金融商品の組成に携わる金融事業者は、想定顧客 属性を特定するに当たっては、商品の複雑さやリスク 等の金融商品の特性等に応じて、顧客の資産状況、 取引経験、知識及び取引目的・二一ズ等を基本として 具体的に定めるべきであり、必要に応じ想定される 販売方法にも留意すべきである。その際、商品を購入 すべきでない顧客(例えば、元本毀損のおそれのある 商品について、元本確保を目的としている顧客等)も 特定すべきである。また、複雑な金融商品や運用・ 分配手法等が特殊な金融商品については、どのよう な顧客ニーズに合致させるよう組成しているのか、 また、それが当該金融商品に適け、反映されてい るか検証を行い、より詳細な想定顧客属性を慎重に 特定すべきである。 | 非該当 | ■<ご参考>金融庁「顧客本位の業務 運営に関する原則」と当社「お客さま本 位の業務運営方針」との関係 ※2 | ■ <ご参考>金融庁「顧客本位の業務 運営に関する原則」と当社「お客さま本 位の業務運営方針」との関係 ※2 |

| | 原則 | | 実施·不実施 | 取組方針の該当箇所 | 取組状況の該当箇所 |
|--------|----------------|--|--------|---|---|
| | (注3) | 金融商品の組成に携わる金融事業者は、製販全体として最適な金融商品を顧客に提供するため、顧客のニーズの把握や想定顧客属性の特定に当たり、商品の複雑さやリスク等の金融商品の特性等に応じて、金融商品の販売に携わる金融事業者との情報連携や必要に応じて実態把握のための調査等に取り組むべきである。また、金融商品組成後の検証の実効性を高める観点から、金融商品の販売に携わる金融事業者との間で連携すべき情報等について、事前に取決めを行うべきである。 | 非該当 | ■<ご参考>金融庁「顧客本位の業務 運営に関する原則」と当社「お客さま本 位の業務運営方針」との関係 ※2 | ■<ご参考>金融庁「顧客本位の業務 運営に関する原則」と当社「お客さま本 位の業務運営方針」との関係 ※2 |
| | 時証にナで金販がまるためで、 | 、製販全体として顧客の最善の利益を実現するため、 品の販売に携わる金融事業者との情報連携等により、 該象として想定する顧客属性と実際に購入した顧客属性 なしているか等を検証し、必要に応じて運用・商品提供の っ、その後の金融商品の組成の改善に活かしていべき | 実施 | ■方針2-【お客さまニーズに沿った商品の開発・提供】 | ■方針2一〇お客さまニーズに沿った商 品の開発・提供 |
| 補充 | (注1) | 金融商品の組成に携わる金融事業者は、商品性の 検証に当たっては、恣意性が生じない適切な検証 期間の下でリスク・リターン・コストのバランスが適切 かどうかを継続的に検証すべきである。当該金融 商品により提供しようとしている付加価値の提供が 達成できない場合には、金融商品の改善、他の金融 商品との併合、集上信選等の検討を行うとともに、 その後の商品組成・提供・管理のプロセスを含めた プロダクトガバナンス体制の見直しにも、必要に応じ て活用すべきである。 | 非該当 | ■くご参考〉金融庁「顧客本位の業務 運営に関する原則」と当社「お客さま本 位の業務運営方針」との関係 ※2 | ■<ご参考>金融庁「顧客本位の業務 運営に関する原則」と当社「お客さま本 位の業務運営方針」との関係 ※2 |
| 原則 4 | (注2) | 金融商品の組成に携わる金融事業者は、商品の 複雑さやリスク等の金融商品の特性等に応じて、 商品組成後の検証に必要な情報の提供を金融商品 の販売に携わる金融事業者から受けるべきである。 情報連携すべき内容は、より良い金融商品もの であるべきであり、実際に購入した顧客の属性に係る 情報の表したが、例えば顧客からの主意の機性に係る 情報の提供を受けられない場合には、必要に応じ て金融商品の販売方法の見直しも検討すべきで ある。金融商品の販売に携わる金融事業者 から情報提供を受けられない場合には、必要に応じ である。金融商品の販売に携わる金融事業者から 情報が開発がある。金融事業者から 得られた情報を踏まえた検証結果については、必要 に応じて金融商品の販売に携わる金融事業者から 得られた情報を踏まえた検証結果については、必要 に応じて金融商品の販売に携わる金融事業者が 温元すべきである。 | 非該当 | ■<ご参考>金融庁「顧客本位の業務 運営に関する原則」と当社「お客さま本 位の業務運営方針」との関係 ※2 | ■〈ご参考〉金融庁「顧客本位の業務 運営に関する原則」と当社「お客さま本 位の業務運営方針」との関係 ※2 |
| | (注3) | 金融商品の組成に携わる金融事業者は、連用の外部委託を行う場合、外部委託先における運用についても検証の対象とし、その結果を踏まえて、必要に応じて金融商品の改善や見直しを行うべきである。金融商品の組成に携わる金融事業者と金融商品の販売に携わる金融事業者者の情で連携する情報については、必要に応じて外部委託先にも連携すべきである。 | 非該当 | ■<ご参考>金融庁「顧客本位の業務 運営に関する原則」と当社「お客さま本 位の業務運営方針」との関係 ※2 | ■<ご参考>金融庁「顧客本位の業務 運営に関する原則」と当社「お客さま本 位の業務運営方針」との関係 ※2 |
| | 金融商 | は対する分かりやすい情報提供】 商品の組成に携わる金融事業者は、顧客がより良い 商品を選択できるよう、顧客に対し、運用体制やプロダク ナンス体制等について分かりやすい情報提供を行うべ る。 | 非該当 | ■くご参考〉金融庁「顧客本位の業務 運営に関する原則」と当社「お客さま本 位の業務運営方針」との関係 ※2 | ■<ご参考>金融庁「顧客本位の業務 運営に関する原則」と当社「お客さま本 位の業務運営方針」との関係 ※2 |
| 補充原則 5 | (注1) | 金融商品の組成に携わる金融事業者は、顧客に対し、自ら又は必要に応じて金融商品の販売に携わる金融事業者を通じて、その運用体制について個々の金融商品の商品性に応じた情報提供を行うべきである。例えば、運用を行う者の判断が重要となる金融商品については、当該金融事業者のビジネスモデルに応じて、運用責任者や運用の責任を実質的に負う者について、本人の同意の下、氏名、業務実績、投資哲学等を情報提供し、又は運用チームの構成や業務実績等を情報提供するべきである。 | 非該当 | ■<ご参考>金融庁「顧客本位の業務 運営に関する原則」と当社「お客さま本 位の業務運営方針」との関係 ※2 | ■<ご参考>金融庁「顧客本位の業務 運営に関する原則」と当社「お客さま本 位の業務運営方針」との関係 ※2 |
| | (注2) | 金融商品の組成に携わる金融事業者は、金融商品 の商品性に関する情報についても、金融商品の販売 に携わる金融事業者と連携して、分かりやすい情報 提供を行うべきである。 | 非該当 | ■<ご参考>金融庁「顧客本位の業務 運営に関する原則」と当社「お客さま本 位の業務運営方針」との関係 ※2 | ■<ご参考>金融庁「顧客本位の業務 運営に関する原則」と当社「お客さま本 位の業務運営方針」との関係 ※2 |

| 【照会先】 | | |
|-------|--------------|--|
| 部署 | 広報担当 | |
| 連絡先 | 03-5645-2111 | |